

## 市営住宅の一時提供について

新型コロナウイルス感染症の影響により、離職・解雇等で社員寮などから退去を余儀なくされた方や離職・解雇等で賃貸住宅の家賃支払が困難となったことから退去を余儀なくされた方に市営住宅を一時的に提供します。

### ○対象

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、離職・解職等により社員寮などから退去を余儀なくされた方 又は 離職・解職等により賃貸住宅の家賃支払が困難となったことから退去を余儀なくされた方（市内居住者に限ります。单身可）
2. 暴力団員による不当行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない方

### ○提供住宅

榊原住宅 2戸

今井野住宅 1戸

池部住宅 1戸

※照明器具・ガスコンロ・カーテン等は、ご自身でご用意いただく必要があります。

### ○使用料

月額使用料5,000円～9,400円（住宅により異なります。）

また、電気、水道、ガス、その他設備の使用に必要な経費は、使用者負担となります。

### ○使用期間

使用の承認日から原則6ヵ月以内（特別な理由がある場合は延長あり）

### ○その他

- ・市営住宅の住戸内では、犬や猫のペットの飼育はできません。
- ・駐車場は1世帯1台です。

### 【 申し込み先 】

大分県住宅供給公社中津市営住宅管理センター（中津市役所1階）

☎ 0979-53-9100

中津市役所 建設部建設政策課

☎ 0979-22-1111（内線375）